

白川町商工会だより

4月号(第361号)

令和8年4月3日発行

白川町商工会

TEL: 0574-72-1205

FAX: 0574-72-2405

「ビジキャンしらかわ」4月23日(木)から毎月第4木曜日開催!!



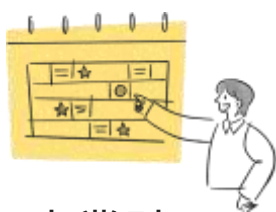
左:横山暁一氏 右:鈴木ちさと氏

<https://www.gifu-yorozushien.go.jp/>

ネット
申し込み



【ご相談内容】



事業計画



資金調達



マーケティング



ブランディング

商工会は、令和8年1月から白川町役場振興課と連携して、「ビジキャンしらかわ」創業・継業等個別相談会を開催しています。これまで大変多くの方にご参加頂いていることから、本年度は、4月23日(木)から毎月第4木曜日に、定期開催する事となりました。

「ビジキャンしらかわ」は、白川町でビジネスを始めたい、新たな事業に挑戦したい、といった思いを応援するための新しい個別相談会です。

商工会員・町民・事業形態を問わず、どなたでもご参加いただけます。例えば、・既存の事業から新たに展開したい・事業を譲りたい・引き継ぎたい・補助金を申請したい・ITを活用して仕事を効率化したい・働いてもらい方改革をしたい・資金繰りや税務のご相談にも対応できます。

講師には、岐阜県よろず支援拠点より中小企業診断士:鈴木ちさと氏・横山暁一氏をお招きし、幅広いご相談に対応します。

日時:4月23日(木)13:00~16:00まで。

場所:白川町役場第1会議室

お一人約1時間先着6名まで(予約制)

相談料は、無料です。

申込先は、白川町商工会 TEL:72-1205

白川町役場振興課 TEL:72-1311

「事業継続力強化支援計画」が岐阜県知事から認定されました！

白川町商工会が申請した、今後5年間の「事業継続力強化支援計画」(令和8年4月1日～令和13年3月31日)が、令和8年3月18日付で、岐阜県知事から新たに認定されました。今回で2回目の認定となります。

事業継続力強化支援計画とは、改正小規模事業者支援法において、経営改善普及事業の一環として位置付けられた「事業継続力強化支援事業」に基づくものです。商工会が小規模事業者の防災・減災対策を支援することを目的として、白川町と共同で計画を作成し、県知事が認定する制度です。本計画に基づき下記のような支援を行います。

・小規模事業者による事業者BCP計画の策定に関する指導及び助言 ・事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップ ・セミナーの開催や各種制度の情報提供など。
引き続き、防災・減災対策に関してご理解ご協力をお願いします。

◎小規模事業者持続化補助金のお知らせ！

- ◆公募申請受付開始:2026年3月6日(金)
- ◆公募申請受付締切:2026年4月30日(木)17:00
- ◆支援機関確認書(様式4)発行の受付締切:2026年4月16日(木)
- ◆公募要領等詳細は、岐阜県商工会連合会のホームページをご確認ください。

<https://www.gifushoko.or.jp/jizokukar7/>

※ 本事業の申請に際しては電子申請システムのみとなります。

申請には「GビズIDプライム」のアカウント取得が必要です。未取得の方は必ず事前に利用登録を行ってください。 GビズIDの取得は、 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

※ 事業支援計画書(様式4)の交付について

電子申請システムへ「経営計画」および「補助事業計画」の入力、希望する特例や加点等に関する書類等を添付の上、商工会に「事業支援計画書」(様式 4)の作成依頼を申請してください。

その後、システム内で交付をします。 余裕をもって申請手続きください。

◎小規模事業者パワーアップ応援補助金公募されます。

現段階では、詳細内容が公表されておりませんが、公募されます。今からご準備ください。

◆補助対象者 県内に主たる事務所を有する中小企業者および小規模事業者

◆概要:「稼ぐ力」の強化や「働いてもらい方改革」に取り組む中小企業者・小規模事業者への支援

・売上増加につながる事業規模拡大や業態転換等に意欲的に取り組む小規模事業者に対し、経費の一部を補助

・マイクロワーク※(超時短勤務)など「新たな働く環境づくり」に取り組む事業者を重点的に支援

※業務を細分化することにより短時間の就労を可能とするもの。

◆募集期間:2026年4月7日(火)～5月15日(金)17:00

詳しくは、岐阜県のホームページをご確認ください

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/146196.html>

◎ 永年勤続従業員表彰の申し込み受付について！

商工会では、会員事業所で永年にわたり勤務され、事業所の繁栄と地域経済の発展を支えてこられた従業員の功労を称える永年勤続表彰を毎年商工会の通常総代会にて実施しています。

令和8年度の表彰申し込み受付を下記の通り行います。

従業員の福利厚生として本事業を是非ご活用ください。

申込される事業所は、同封した「被表彰者推薦書」を期限までにFAXで商工会へご提出ください。

1. 表彰対象従業員

男性・・・勤続年数 **10年、15年、20年、25年**（以後5年間隔）

女性・・・勤続年数 **5年、8年、10年、15年**（以後5年間隔）

※ 上記の年数に該当し、事業所より推薦のあった従業員

2. 推薦書

同封した「被表彰者推薦書」に必要事項を記入の上、ご提出ください。

推薦書が必要な方は事務局へお問い合わせください。

3. 提出先 白川町商工会（FAX:72-2405）

4. 事業所負担金

1名当たり **2,500円**（5,000円分のしらかギフト券を記念品として贈呈します。）

5. 申込期限 **令和8年 4月22日（水）**

◎ 移動商工会（4月）のお知らせ！

4月の移動商工会の日程は次のとおりです。

職員が滞在していますので、どうぞお気軽にお立ち寄りください。

相 談 実 施 日	時 間	開催場所
4 月 27 日（月）	午後 1 時 ～ 午後 4 時	黒川 ふれあいセンター
4 月 28 日（火）	午後 1 時 ～ 午後 4 時	佐見 ふれあいセンター

◎ 労働保険の手続きはお済みですか？

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず1人でも労働者を雇用する事業主は、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

『労働保険』とは、「労災保険」と「雇用保険」を総称したものです。

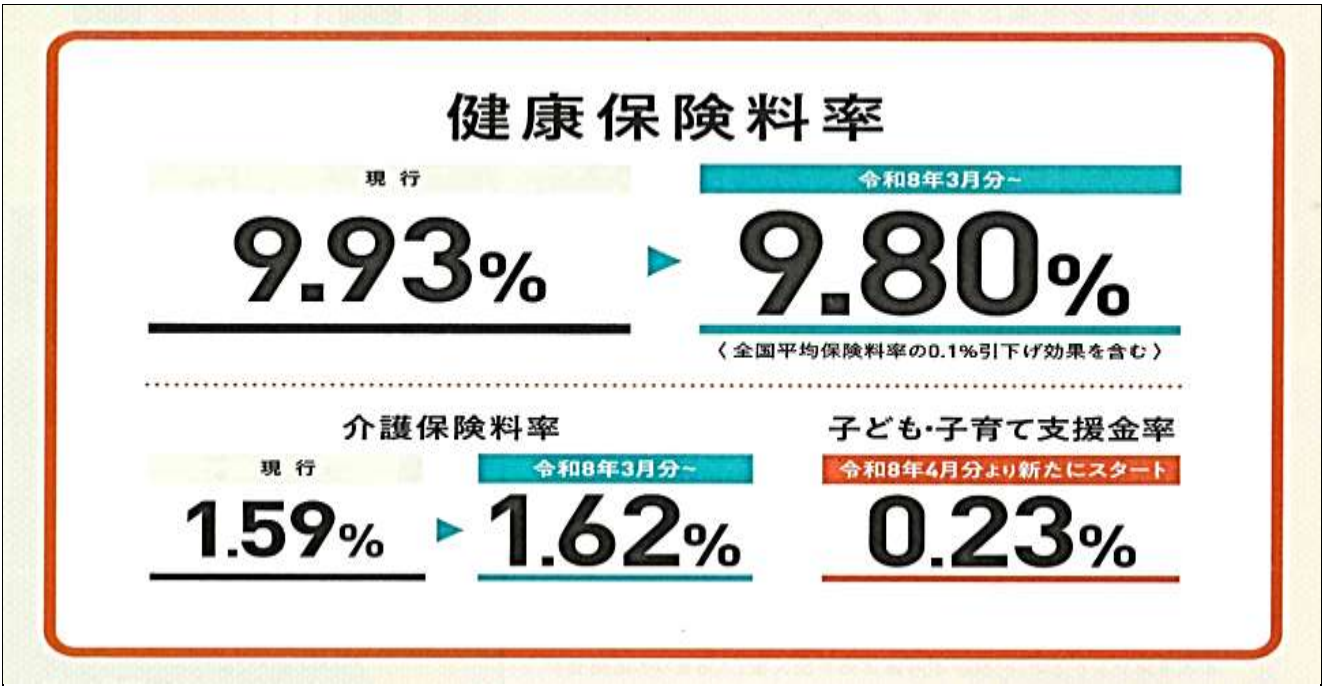
『労災保険』は、労働者が業務や通勤が原因で負傷した場合、または、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族のために給付される制度です。

『雇用保険』は、労働者が失業した場合や働き続ける事が困難になった場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付される制度です。

加入手続きを行っていない事業主の方は、早めに手続きをお願いします。

詳しくは、岐阜労働局総務部労働保険徴収室(TEL:058-245-8115)または最寄りの労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)・白川町商工会へお問い合わせください。

◎ 令和 8 年 3 月分からの健康保険料率変更のお知らせ！



◎ 令和 8 年度の雇用保険料率変更のお知らせ！

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

＜令和8年度の雇用保険料率＞
(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。